検討の進め方について

１．「長崎市中央部・臨海地域」都市再生の検討体制

- 平成２２年３月３１日に策定した「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画の各プロジェクトの事業化に向けた検討を進めていくため、以下に示す組織を設けるものとする。
- 県・長崎市で組織する「都市再生調整会議」を設置する。
- また、有識者等で組織する外部委員会として「都市再生委員会」を設置し、必要に応じ審議を頂くものとする。
- 重点エリア等の計画調整を進めるため、都市再生調整会議で指示があったエリアでの整備計画の策定やそれに関連する計画調整については、県・長崎市で組織する「都市再生検討会議」を設置するとともに、交通管理者や民間事業者とのヒアリングを実施し事業の調整を図り、更に専門家ヒアリングや県民・市民の意見も聴取しながら検討を進めるものとする。
- 整備計画内容は、県・市の検討組織で議論し提案されたものを外部委員会で審議し、都市再生調整会議で整備計画案を策定し、議会で議論を頂いた後に、県知事・長崎市長が決定するものとする。

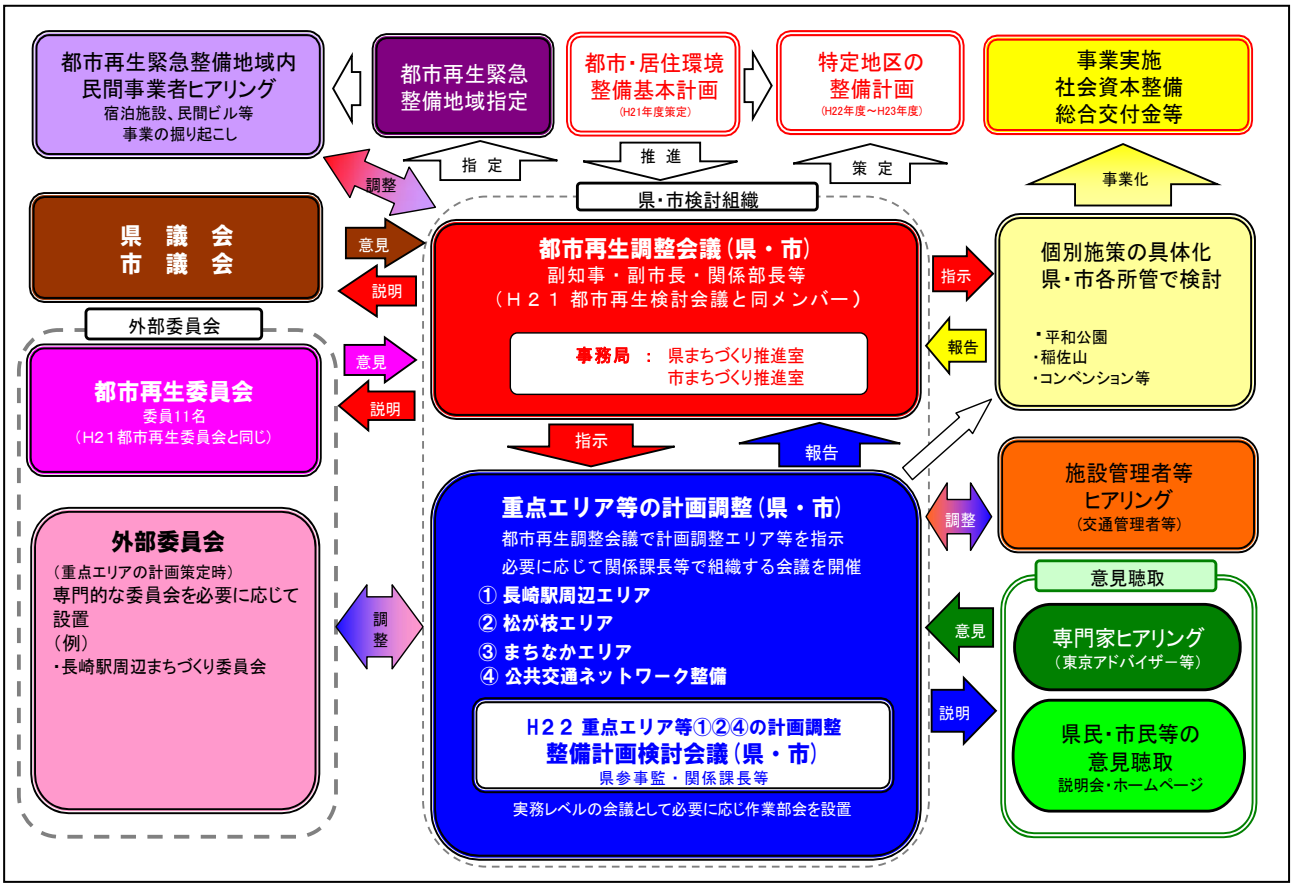

２．スケジュール

平成２２年１１月１５日　都市再生委員会（第１回）

平成２３年　１月　　都市再生委員会（第２回）

平成２３年　３月　　松が枝周辺エリアの整備計画決定
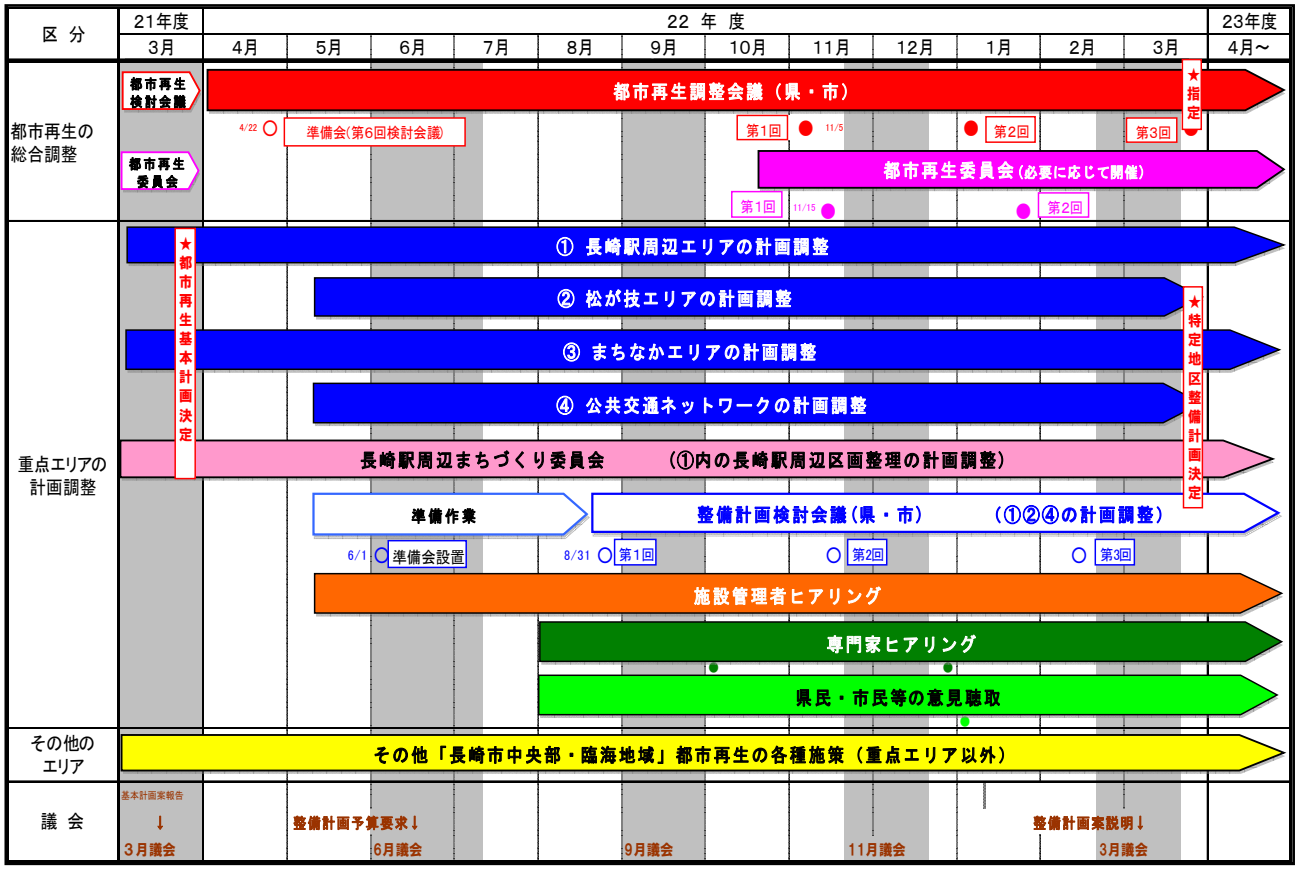
平成２４年　３月　　長崎駅周辺エリアの整備計画決定